

## 「被害者等の少年審判傍聴」を認める少年法「改正」に反対する 会長声明

犯罪被害者等の審判傍聴等を内容とする少年法「改正」法案が平成20年3月7日閣議決定され、国会に上程された。しかし、同法案には、次のような問題があり、当会は、本件法案に反対の意思を表明する。

第1点は、家庭裁判所が、重大事件の被害者やその遺族（以下「被害者等」という）に傍聴を認める制度を設けようとしていることである。法案は、傍聴を認める基準を「少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮して相当と認めるとき」とし、家裁の広い裁量にゆだねている。しかし、一旦被害者等に傍聴が認められれば、この制度をどのように運用したとしても、審判廷が被害感情や憎悪に曝されることを防ぐことができない。その結果、本来であれば、非行少年の家庭の状況や人間関係、生育歴にまで踏み込んで、心を開いてもらい、その内省を促す場であるべき審判の場（少年法22条）が、全く異質のものに変容し、ひいては、少年の健全育成を目指す少年法の根本目的（少年法1条）をも著しく損なわれるおそれがある。そもそも少年非行は、経済的貧困、文化的退廃、虐待などの養育の不適切、教育の欠陥など、大人と大人によって構成される社会に深く根ざして発生するものである。それ故に我々は、厳しい責任追及とそれによる規範意識の覚醒によって更生を図ろうとすることは、逆に少年の内省と真の更生の機会を奪うことに思いを致し、少年法による保護主義を選択したはずである。本法案には、この保護主義を根底から覆す危険性があり、却って少年の更生、立ち直りを困難にし、より一層重大な再犯の危険性を増大させるおそれがある。そのような結果に至った場合、非行少年の真の更生と二度と再び犯罪を起こして欲しくないという、被害者やその家族の本来の希望も蹂躪されると言わなければならない。無論、少年の処分過程において被害者等が参加することによって、少年の内省が深まることのあることも否定されるべきではない。しかし、その参加は、かりそめにも被害者等の処罰感情を満足させるためのものであってはならない。従って、少年の更生と再犯阻止の実現は、このような「改正」ではなく、近時、評価の高まりつつある修復的司法などの手法の適切な導入などによるべきである。

第2点は、法案が、記録の閲覧・謄写を認める要件を緩和し、その対象範囲を法律記録の少年の身上経歴などに広げていることである。重大事件であればあるほど、社会の好奇の目は防ぎがたく、閲覧・謄写によって裁判所の手を離れた情報はマスメディアの格好の対象となることが予想される。そのような事態は、少年のプライバシーを著しく損なうだけでなく、少年の更生にとって有害且つ無益である。

少年事件に関して、犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るために国が今なすべきことは、新たな法改正をすることではなく、現行法の被害者等による記録の閲覧・謄写（少年法5条の2）、被害者等の意見聴取（少年法9条の2）、審判の結果通知（少年法31条の2）の各規定の周知など、これを被害者等が十分に活用しうるための支援体制を整備することである。

よって、当会は国会において同法案を廃案とするよう求めるものである。

2008（平成20）年5月13日

鳥取県弁護士会

会長

大田原 俊輔